

会 議 名 称		第9回 市川市個人情報保護審査会
議 題 等		議題1 特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民課】に係る第1回審議 議題2 諮問第4号についての第4回審議
開 催 日 時		令和7年1月8日(水) 14:00 ～ 15:10
開 催 場 所		市川市役所第1庁舎 5階 第1委員会室
出席者	委 員	山本 博毅(会長)、鈴木 麻由美、國松 里美、遠藤 友規、鋤持 麻衣
	所 管 課	【総務部総務課】植松課長、長田主幹、丹治副主幹、津曲主任、宮田主任、福島主事
	説 明 課 及 び 職 員	【市民部市民課】宇津木課長、今村主幹、堀木主幹、阿部副主幹、関主任 【情報管理部情報総務課】武田課長、橋本主事 【情報管理部情報システム】佐藤主幹、清水主査
傍 聴		■ 可(0人)(議題1) / ■ 不 可(議題2)
会 議 概 要 ※ 詳 細 別 紙		特定個人情報保護に関する評価書の承認について諮問し、検討を行った。 諮問第4号(処分庁(市川市長)による一部承諾決定に対する審査請求について)に係る第4回審議を行った。
配 布 資 料		・次第 ・説明資料
特 記 事 項		

別 紙(議題)

第9回 市川市個人情報保護審査会

【事務局】

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本年もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、第9回市川市個人情報保護審査会を開催させていただきます。

本日の会議には傍聴希望者はありません。

(配布資料の確認)

それでは議事に移らせていただきます。

本日の議題は、「議題1（市民課の特定個人情報保護に関する評価書の承認についてに係る検討について）」と、「議題2（諮問第4号についての第4回の審議について）」の2件となっております。

本日の会議の内容のうち、「議題1」につきましては、議事録を作成して、公開したいと考えております。

そのため、会議の録音についてご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、議題2につきましては、前回同様非公開となることを申し添えます。

それでは、山本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【山本会長（議長）】

それでは、第9回市川市個人情報保護審査会を開催いたします。

はじめに、「議題1（特定個人情報保護に関する評価書の承認についてに係る検討について）」を議題したいと思います。

事務局より何かあればお願いいたします。

【事務局】

ご審議いただくに当たり、事務局より特定個人情報保護に関する評価についての制度の説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【山本会長（議長）】

はい。結構です

【事務局】

それでは、「特定個人情報保護に関する評価について」、ご説明いたします。

資料については、1 ページを上下で分割し、それぞれの右下にページ数を振っております。

資料の1 ページ目からご覧ください。

マイナンバー制度とは、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」という3つの目的をもって、平成28年1月より開始された制度です。

社会保障・税・災害対策及びその他の行政分野において、異なる行政機関の間で情報を連携することができます。

複数の機関に存在する個人の情報が同一であることを確認するために活用され、利用者・行政機関ともに手続きが効率的になりました。

なお、以前まではマイナンバーの利用範囲は「社会保障・税・災害対策」に限定されていました。

しかし、令和5年6月9日の法改正により、3つの分野に限らず、利用の範囲が拡大されることとなりました。

現在国で想定しているその他の行政分野としては、国家資格等に関する事務、自動車登録に関する事務、在留資格に係る許可等に関する事務などが挙げられます。

こちらにつきましては、条例で利用範囲を定めることが認められている独自利用事務ですが、現時点において本市では利用範囲の拡大は実施しておりません。

2 ページ目をご覧ください。

マイナンバー制度において、マイナンバーや個人情報の漏洩、不正利用などの懸念点があげられますが、これらの懸念を払拭するために、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は現に保有している国や地方公共団体に対し法律で特定個人情報保護評価を義務付けています。

マイナンバーの漏洩やその他の事故などが起こるリスク、その影響を分析し、適切な措置を定め、これらの内容を評価書として取りまとめ、国の機関である個人情報保護委員会のウェブサイト上で広く公表しております。

評価は1度ではなく継続的に行っており、年に1回以上評価書を見直し、重要な変更があれば再度評価を実施し、重要な変更がなくとも、5年に1度は再評価しております。

評価が義務付けられるのは、「特定個人情報ファイル」、いわゆる、マイナンバーを含む個々人の情報をまとめたデータベースのようなものを取扱う事務が対象となり、それぞれの事務ごとに評価を行い、評価書を作成しております。

3 ページ目をご覧ください。

評価には「基礎項目評価」、「重点項目評価」、「全項目評価」があり、対象人数や取扱者数、重大事故の有無によって実施する評価が異なります。

今回ご審議いただく案件については、対象人数が30万人を超えることから、全項目評価の実施が義務付けられております。

4 ページ目をご覧ください。

評価の判別基準はこちらのしきい値判断のとおりとなります。

5 ページ目をご覧ください。

今回の全項目評価の実施に当たっての流れをご説明します。

まず、ご審議いただく案件は、重要な変更が生じたため再評価が義務付けられております。

全項目評価の実施に当たっては、個人情報保護委員会の定める指針により、市民の意見を求め、必要な見直しを行った評価書について第三者点検を受けることとされております。

市民への意見聴取としては、10月21日から11月19日までの30日間、市のウェブサイト・所管課・中央図書館・行徳図書館・大野公民館図書室・男女共同参画センター情報資料室にて評価書案を公表し、意見を募るパブリックコメントを実施いたしました。

実施した結果、ご意見をいただいたものの、評価書の記載内容に関わるものではなかったため、評価書の見直しは行っておりません。

パブリックコメントが終了いたしましたので、本日、第三者点検として、個人情報保護審査会でご審議いただき、その後、個人情報保護委員会へ提出、公表を行います。

6 ページ目をご覧ください。

次に、全項目評価書で記載される主な項目について説明いたします。

大きな項目としては、「基本情報」、「特定個人情報ファイルの概要」、

「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「その他のリスク対策」、「開示請求先、問合せ先」、「評価実施手続」の6つです。

「基本情報」では、事務の内容や使用するシステム、特定個人情報ファイルを取扱う理由などについて

「特定個人情報ファイルの概要」では、記録する情報、情報の入手元、使用目的、使用方法、委託状況、保管場所などについて

「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」では、入手、使用、委託、情報の提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去などに関するリスク対策について

「その他のリスク対策」では、自己点検や監査の体制、従事者に対する教育・啓発について

「開示請求・問合せ」では、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求や特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先について

「評価実施手続」では、基礎項目評価の実施日や住民への意見聴取の結果、第三者点検の結果などを記載することとなっております。この項目はまだ一部未記入となっております。

7 ページ、8 ページにかけて、最後に、本審査会で審議いただくにあたって、審査の観点をご説明します。

適合性と妥当性という 2 つの視点から審査いただきたいと思います。

評価の適合性としては 6 つのポイントがございます。

1 つ目、しきい値判断に誤りはなく適切な評価を実施しているかどうか。

2 つ目、適切な実施主体が実施しているか。

3 つ目、公表しない部分がある場合、その範囲は適切か。

4 つ目、適切な時期に実施しているか。こちらについては原則、事務の変更前に実施することとされています。

5 つ目、適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。

6 つ目、事務の実態に基づき、評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載しているか。

8 ページ目をご覧ください。

評価の妥当性については 7 つのポイントがございます。

1 つ目、担当部署は、対象となる事務を担当し、リスクを軽減するための措置の実施に責任を負うことができるか。

2 つ目、事務の内容の記載は具体的か。

3 つ目、事務における特定個人情報の流れを記載しているか。

4 つ目、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて、漏えいその他のリスクを、事務の実態に基づき特定しているか。

5 つ目、特定したリスクを軽減させるための措置についての記載は具体的か。

6 つ目、リスクを軽減させるための措置は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。特定個人情報評価の目的は本資料 2 ページ目に記載がございますのでご確認ください。

7 つ目、お手元の評価書の表紙に記載されております「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

こちらは市川市全体で統一した宣言を行っており、市川市のすべての評価書で共通したものとなります。

以上の観点に基づき、この後説明がございます評価書についてご審議いただきたく存じます。説明について、以上となります。

【山本会長（議長）】

ただいまのご説明に対し、ご質問ご意見等があれば、挙手をお願いいたします。

鈴木委員どうぞ。

【鈴木委員】

資料 7 ページと 8 ページで適合性、妥当性の観点から判断するという点について、「適切な方法で広く国民に意見を求め」とあるが、これは、パブリックコメントのことを指しているのか。また、パブリックコメントの公表の方法について、再度説明をお願いできないでしょうか。

【総務課】

市のホームページでの公表や市民課や図書館等の場所で、紙媒体で見られるようにしております。

【鈴木委員】

公表されている場所でどのように見られるようになっているのでしょうか。

【総務課】

ファイルのようなものでおかれていると思うが、聞かないとわからないかもしれない。市のホームページがわかりやすいと思われます。

【鈴木委員】

わかりました。

【山本会長（議長）】

他にございますか。

ご質問ご意見等他になければ審議に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員一同異議なし）

それでは事務局から何かあればお願いいたします。

【事務局】

議題 1 をご審議いただく前に、所管課から諮問案件のご説明をさせていただきたいので、所管課の入室をいただけますでしょうか。

【山本会長（議長）】

はい。

（市民課、情報総務課及び情報システム課職員 入室）

それでは、諮問実施機関から説明をお願いします。

【諮問実施機関（市民課）】

市民課長です。

それでは、「特定個人情報保護評価の再実施について」ご説明をさせていただきます。

はじめに、「諮問の趣旨」からご説明いたします。

当課では、住民基本台帳法に基づいて住民票の登録等を実施しておりますが、事務を行うにあたり、特定個人情報を取扱うことから、特定個人情報保護評価を行い、評価書を公表しておりました。

今回、この内容に重要な変更が生じたため、評価の再実施を行うものです。評価の再実施に当たっては、重要な変更を反映した全項目評価書の案を作成し、これについて住民の皆様へのパブリックコメントの実施を完了したため、このたび、第三者による点検として、評価書の妥当性・適合性につきまして、本審査会に諮問させていただくものです。

「諮問の趣旨」の説明は以上です。

次に、「審査観点等一覧」について、ポイントをしばってご説明いたします。お手元の審査観点等一覧をご覧ください。

適合性の1「しきい値判断」につきましては、本評価書の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が30万人以上のため、全項目評価としております。

適合性の3「公表しない部分の範囲」につきましては、本評価書の内容はすべて公表することとしております。

適合性の4「適切な時期に実施しているか」につきましては、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価の再実施を行っていることから、実施時期は適正であると考えております。

妥当性の4「特定したリスクを軽減させるための措置」については、評価書内に各システムにおけるリスク軽減措置を記載しております。

「審査観点等一覧」の説明は以上です。

次に、「評価書の内容」についてご説明いたします。

本評価書の要点をまとめました、A3横の資料「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書 概要説明資料」をご用意いたしましたので、この資料を元にご説明をさせていただきます。

はじめに、基幹業務システムの標準化についてご説明いたします。

従来は、自治体ごとにそれぞれのシステムを開発して所有しておりましたが、標準化により、今後は国が策定した標準仕様に基づき、ガバメントクラウド上に各事業者

が提供するシステムを利用することで、住民サービスの平準化及びコストの軽減を図ることができるようになります。

国においては、地方行政のデジタル化を推進するため、令和３年９月１日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を施行し、全国の自治体に対し基幹業務２０業務のシステムを国が示す標準仕様に適合したシステムへと移行することを求めています。移行にあたっては、原則として政府共通のクラウドサービスである「ガバメントクラウド」を利用することとされています。

システム標準化後は、ガバメントクラウド上に構築された、標準化基準を満たすアプリケーションの中から地方公共団体が自らに適したものを選択することが可能となります。

次に特定個人情報保護評価再実施の理由についてご説明いたします。

市川市では、令和７年度中にガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を進めております。

これに伴い、特定個人情報ファイルを記録しているサーバー等の保管場所が、市保有のサーバールームからクラウド事業者が管理する環境に変更されることから、特定個人情報保護評価の再実施を行います。

主な見直しの項目は資料右ページの

「２．特定個人情報保護評価＜全項目評価書＞」の変更内容をご覧ください。

１つ目、評価書１６ページでは、特定個人情報ファイルをガバメントクラウドへデータ移行させる際のデータ抽出移行作業について、業務委託先への特定個人情報ファイルの提供方法を追記しております。

こちらは、市の情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき提供することとしております。

２つ目に、評価書２７ページでは、特定個人情報ファイルの保管場所について、ガバメントクラウド上に設置されたサーバーに保存されることを追記しております。

ガバメントクラウドは、政府が求めるセキュリティ要件を満たすクラウドサービスである ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者が提供するものであり、セキュリティ管理策が適切に実施されているものです。

また、特定個人情報の消去方法については、クラウド事業者が HDD や SSD などの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際には、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、確実にデータを消去することを追記しております。

ガバメントクラウドでの消去方法は、市からの操作によって実施されるものであり、国及びクラウド事業者から市の業務データを消去できないよう、アクセスが制御されております。

３つ目に、評価書６１ページから６２ページでは、特定個人情報ファイルの取り扱いにおけるリスク対策のうち、物理的対策として、システムのサーバー等はクラウド

事業者の保有・管理する環境に構築し、適切な入退室管理を行うことともに、事前に許可されていない装置等を、外部に持出できないことを追記しております。

また、技術的対策としましては、国及びクラウド事業者が市の業務データにアクセスしない契約となっていること、セキュリティ対策を24時間365日講じることなどを追記しております。

最後に、評価書93ページでは、その他のリスク対策について、クラウド事業者は定期的に ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うことと追記しております。

また、障害発生時においては、ガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者と契約する立場であることから、その契約を履行させることで対応し、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、市川市に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとしております。

市民課からの説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山本会長（議長）】

ありがとうございます。それでは、ただ今のご説明に対してご質問でご意見等がありましたら、挙手をお願いします。釧持委員、お願いします。

【釧持委員】

確認させてください。今回のパブリックコメントで出てきた意見はあまり関係がなかった、という説明がありましたが、評価書の95ページの主な意見の内容がパブリックコメントで寄せられた意見という理解でよろしいでしょうか。

【諮問実施機関（市民課）】

そのとおりです。

【釧持委員】

そのうち、例えば、2点目や3点目の「データの保管場所」や「業務の委託先等」について意見がされており、今ご説明いただいたサーバーや契約関係などは、リスク管理がされているという話がありましたが、場所や主権が及ぶといった話は全く関係がない話でよいのか。

【諮問実施機関（市民課）】

はい。そのように理解していただいてよろしいかと思います。

【釵持委員】

これは、全然違う話をパブリックコメントで出しているということなのか。

もしくは、この部分については、既に対応できているから、評価書に反映させる必要はないということなのか、で意味合いが変わると思うが、今回はどちらか。

【諮問実施機関（市民課）】

保管場所の話については、契約業者との契約内容に基づくものであると思うので、評価書の中にその契約している内容について、細かく載せる項目がないので、今回はその対象から外させていただきました。

【釵持委員】

その契約の内容などに関しては、今回の審査の対象にならないのか。

マイナンバーを含んだ情報をどこに置くか、そういう契約をどのように対応するかは、今回の審査対象ではないと理解してよいのか。

【諮問実施機関（市民課）】

はい。

【釵持委員】

わかりました。そういう仕組みということですね。

【諮問実施機関（情報総務課）】

情報総務課長です。

今の回答に少し補足をさせていただきます。

ガバメントクラウドについては、いろいろな要件、厳しい要件を満たしましたITの事業者（4社）をデジタル庁が指定しており、デジタル庁が、各クラウド事業者と契約を行うこととなっております。

そのため、クラウド事業者と市川市はで直接契約しておりません。

市川市としては、クラウドの中で市川市のシステムの情報を管理する「運用補助者」と言われる事業者と契約を行い、準備を進めております。

そのため、この評価書に該当しないと感ずるところです。

以上です。

【山本会長（議長）】

他にご質問ご意見ございますか。遠藤委員。

【遠藤委員】

質問ですが、ガバメントクラウドの業者が4つぐらいあるというお話でしたが、どのような基準で選ばれているのか。

【諮問実施機関（情報総務課）】

情報総務課長です。

ガバメントクラウドの事業者を選ぶ基準については、今お示しできないが、ISMAPの基準を満たした事業者の中から、国が選定した事業者ということになっております。

市川市としては、そのクラウドの使用について、国に申し込む形です。

【遠藤委員】

セキュリティレベルは、その4業者で変わらないという理解でいいのでしょうか。それぞれ使い勝手が違うといったことがあるのでしょうか。

【諮問実施機関（情報総務課）】

情報総務課長です。

ガバメントクラウドのセキュリティ要件の統一的なものを国が作っておりまして、各社ともその要件を満たすような形で、国の方にクラウドを提案しているということになります。以上です。

【遠藤委員】

ありがとうございます。

【鈴木委員】

鈴木です。

市川市は、4社のうちどこと契約するか決まっているのでしょうか。

【諮問実施機関（情報総務課）】

情報総務課長です。

今回の住民記録システムについては、AWSという事業者のガバメントクラウドを使用する方向で動いております。以上です。

【鈴木委員】

AWSを選んだ理由を答えられる範囲で教えてください。

【諮問実施機関（情報総務課）】

情報総務課長です。

住民記録システムの標準化にあたり、私どもでは、どちらのアプリケーションソフトを使って標準化に移行するかということで、情報提供をIT事業者に依頼をいたしました。

その中で提案をいただいた事業者の条件として、このクラウドについては、AWSを使用するという条件が付されていることによりまして、今回、そちらのクラウドで準備をしているということです。以上です。

【鈴木委員】

ありがとうございました。

【山本会長（議長）】

他にございますか。

特にないようですので、質疑を終えさせていただきます。

それでは、後日、本日の審議内容を踏まえまして、事務局に答申書案を作成していただき、皆さん、メールで確認をいただく形でよろしいでしょうか。

皆さんご意見ご異論ないと承りましたので、そのとおりとさせていただきます。

その後、皆様の同意をえられれば答申書として確定し、実施機関へ答申したいと思えます。

市民課、情報システム課及び情報総務課の皆さんありがとうございました。

ご退出いただいて結構です。

（市民課、情報システム課及び情報総務課職員 退出）

（「議題2」の審議）

【山本会長（議長）】

以上をもちまして、第9回市川市個人情報保護審査会を終了いたします。

お疲れ様でした。